

○登米市建設工事条件付一般競争入札実施要綱

平成17年4月1日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、登米市が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、次のとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札 1億円以上の工事。ただし、建築工事に限り概ね2億円以上の工事
- (2) 制限付一般競争入札 1千万円以上の工事。ただし、管工事、電気工事、及び機械器具設置工事に限り5千万円以上の工事

(入札参加資格条件)

第3条 入札参加資格条件は、次のとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札 一般競争入札(指名競争)参加資格申請書を提出し、市長の承認書の交付を受けている者で県内に本社、営業所等を有し、市の指名停止期間中でない者
 - (2) 制限付一般競争入札 前号の条件に加えて入札参加の条件を、登米市に本社、営業所等を有するもの、及び県内に本社又は支店を有するものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、発注工事の内容により、個別の資格条件を設けることができる。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当するものは、入札に参加できない。

(入札の公告)

第4条 市長は、令第167条の6、登米市契約規則(平成17年登米市規則第41号)第5条の規定により、公告する。

(入札参加資格申請)

第5条 当該工事の入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、公告に定める提出期限までに正副2部を持参により、市長に返信用封筒を添えて提出しなければならない。

- 2 申請書正副2部に受付番号を付し、そのうち1部を申請者に返却する。

(入札参加資格の確認)

第6条 市長は、前条第1項に規定する入札参加確認申請書の提出があったときは、入札参加資格を確認する。ただし、入札参加資格確認申請書に書類の不備又は内容に疑義のある場合には、契約業者指名委員会に提出し、審議を経て適否を決定する。

(入札参加確認結果の通知)

第7条 市長は、入札参加資格の確認結果について、有資格者と確認された者の受付番号を庁舎掲示板に公表するとともに、申請者に対しては、入札参加資格確認通知書(適格者用)(様式第2号)によりその旨通知する。

2 市長は、入札参加資格の確認の結果、不適格と見なされた者には、理由を付して入札参加資格確認通知書(不適格者用)(様式第3号)により通知する。

(設計図書の閲覧)

第8条 市長は、仕様書及び図面等を公告により指定した期間及び場所において閲覧に供する。

2 入札に参加しようとする者は、公告に定める期間中、市が指定する場所において当該仕様書及び図面等を複写することができる。

3 入札に参加しようとする者は、閲覧場所に備え付けてある設計図書に対する質問書(様式第4号)により仕様書及び図面等について質問することができる。

4 市長は、前項により提出された質問書について、事業担当課長に設計図書に対する回答書(様式第5号)を記入させ、それを閲覧場所において閲覧に供する。

5 質問書の受付期間は、入札日の5日前までとし、回答の期限は、入札の3日前まで(登米市の休日を定める条例(平成17年登米市条例第2号)に規定する休日を除く。)とする。

(入札の執行等)

第9条 入札の執行に当たり、最低制限価格を設定する。

2 最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。

3 初度の入札において、予定価格に達した入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行う。

4 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、当該入札を打ち切るものとする。

(入札保証金)

第10条 入札保証金は、免除することができる。

(入札の無効)

第11条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに登米市建設工事競争入札参加心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加資格を有すると確認された者であっても、入札時点において、第3条に規定する入札参加資格条件に該当しなくなった者のした入札

(秘密の保持)

第12条 申請者から提出された入札参加資格確認申請資料は、申請者に返還しない。またその内容を公表しないものとする。

(入札結果及び予定価格の公表)

第13条 入札結果については落札者の決定後に、また予定価格については、落札者の決定後契約締結の翌日から閲覧方式で建設(委託)工事入札執行調書(様式第6号)により公表する。

(特定建設工事共同企業体による取扱い)

第14条 入札参加希望者は、建設工事共同企業体結成希望届(様式第7号)を公告で定める日までに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、提出のあった建設工事共同企業体結成希望届により建設工事入札参加資格を確認のうえ、企業名一覧表を公告に定める期間掲示する。
- 3 入札参加希望者は、掲示された企業名一覧表を基に特定建設工事共同企業体を任意に結成し、資格審査及び入札参加資格の確認を受けなければならない。
- 4 当該工事の入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請及び入札参加資格確認申請書(様式第8号)に必要事項を記入し、公告に定める提出期限までに正副2部を持参により返信用封筒を添付し、市長に提出しなければならない。
- 5 申請書正副2部に受付番号を付し、そのうち1部を返却する。
- 6 市長は、資格審査及び入札参加資格の確認結果について、有資格者と確認された者の受付番号を庁舎掲示板に公表するとともに、申請者に対しては、特定建設工事共同企業体入札参加資格承認及び入札参加資格確認通知書(適格者用)(様式第9号)によりその旨通知する。
- 7 市長は、資格審査及び入札参加確認の結果、不適格とみなされた者には、理由を付して特定建設工事共同企業体入札参加資格承認及び入札参加資格確認通知書(不適格者用)(様式第10号)により通知する。
- 8 同一工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員と重複することはできない。
- 9 企業名一覧表に掲示された以外の者は、特定建設工事共同企業体の構成員として参加

することはできない。

(適用除外)

第15条 指名により共同企業体構成員を選定する場合は、前条第1項から第5項及び第8項から第9項の規定は適用しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月8日告示第271号)

この告示は、平成17年9月8日から施行する。

附 則(平成18年2月1日告示第22号)

この告示は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成19年4月11日告示第89号)

この告示は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年11月6日告示第212号)

この告示は、平成19年11月6日から施行し、改正後の登米市建設工事条件付一般競争入札実施要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成20年12月1日から施行する。